

特定非営利活動法人に対する 監督権行使及び不利益処分に係る実施基準

平成26年4月1日

『さいたま市における「NPO法の認証運用方針」』に基づき、特定非営利活動法人（以下「法人」という。）に対する監督権行使及び不利益処分に係る実施基準を定めます。

【業務又は財産に関する報告徴収及び立入検査（法第41条第1項）】

法人に下記に違反する疑いがある場合には、報告徴収・立入検査の対象となり得ます。

1. 報告徴収の対象となり得る行為

(1) 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）違反が疑われる相当な理由がある場合

ア 主たる目的性、非営利性に関する違反の疑義

(ア) 2事業年度連続して、特定非営利活動に係る事業の支出規模が総支出額の2分の1未満である場合

(イ) 2事業年度連続して、その他の事業において赤字計上されている場合

(ウ) 2事業年度連続して、その他の事業の利益が特定非営利活動に繰り入れられていない場合

(エ) 2事業年度連続して、管理費の支出額が総支出額の2分の1を超えている場合

(オ) 2事業年度連続して、役員報酬を受けた者の人数が役員総数の3分の1を超えている場合

(カ) 法人の活動について、新聞報道等により、法人が宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体であるという疑義について所轄庁が把握をした場合

(キ) 法人の活動について、新聞報道等により、法人が政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体であるという疑義について所轄庁が把握をした場合

(ク) 法人の活動について、新聞報道等により、法人が特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体であると

いう疑義について所轄庁が把握をした場合

イ 法人の運営に関する違反の疑義

- (ア) 法人の監事から、法第18条第3号の規定に基づき、具体的な証拠書類を付した上で、法人の業務又は財産に関し不正な行為について所轄庁に報告がある場合
- (イ) 法人の財産管理について、新聞報道等により、不正な私的利用等の疑義について所轄庁が把握をした場合
- (ウ) 法人の意思決定方法について、新聞報道等により、定款に則った意思決定が行われていない疑義について所轄庁が把握をした場合
- (エ) 2事業年度連続して、社員数が10名未満である場合
- (オ) 2事業年度連続して、理事が3名未満、監事が1名未満の場合
- (カ) 2事業年度連続して、定款に記載のない事業を行っている場合

ウ 法第3条（法人の原則）に関する違反の疑義

- (ア) 2事業年度連続して、特定の個人・団体の利益となる事業を行っている疑義について所轄庁が把握をした場合

※特定の個人・団体の利益の例

- ・ 一般に広く周知をせず、他の個人・団体が参入できない状態で、特定の個人・団体のみと契約を交わしている場合
- ・ 法人の目的を達成するための適切な手段としての検討を経ずに、特定の個人・団体の商品の販売促進を行っている場合

(2) 法人の活動内容に関する違反が疑われる相当な理由がある場合

- ア 役員または法人の業務に携わる者が逮捕された場合
- イ 他の行政庁が、法人に対して不利益処分を行った場合

(3) その他、法人の自主的な改善が見込めない相当な理由がある場合

- ア 上記(1)(2)以外で、所轄庁が法人に対して法令違反又は定款違反の指導を行っている場

合であって、初めて指導を行った事業年度から、3事業年度連続して当該法令違反又は定款違反が継続されている場合

イ その他重大な疑義により、所轄庁が必要と認める場合

2. 立入検査の対象となり得る行為

前記「1. 報告徴収の対象となり得る行為」に該当する場合であって、財産の管理状態について法人事務所で確認する必要がある場合

- (1) 法人の固定資産の管理状態について法違反の疑義があり、現地で固定資産の状態を確認する必要がある場合
- (2) 提出書類に虚偽の疑いがあり、法人事務所に保管されている書類等の原本を確認する必要がある場合

3. 報告徴収の方法

報告徴収は、当事者に対する文書の通知により行い、通知には以下の内容を具体的に記載することとします。

- (1) 法人が違反している疑いのある法令の条項
- (2) 法人に対する疑義の内容
- (3) 法人に説明を求める内容
- (4) 法人に求める根拠書類等

報告徴収の回答方法については、文書による回答とし、文書の規格はさいたま市特定非営利活動促進法施行細則第37条を準用することとします。

なお、報告徴収の回答期限については、所轄庁が報告徴収の通知をした日から1ヶ月後とします。

4. 報告徴収の公表

法人に対する報告徴収の通知文書及び報告徴収に対する回答文書については、疑義の段階であることを考慮し、ホームページ等では公表しないこととします。

5. 市民への説明要請

報告徴収を実施した場合、法人に対して市民への説明・弁明の機会を与えるために、「市民への説明要請」を実施します。

【改善命令の実施（法第42条）】

法第41条第1項による調査等により、法人に下記に違反する事実が明らかとなった場合には、改善命令の対象となり得ます。

1. 改善命令の対象となり得る行為

(1) 認証の基準の要件を欠くに至ったと認める場合

ア 法第12条第1項第2号の要件(主たる目的性)を欠くと認める場合

- (ア) 特定非営利活動に係る支出が総支出の2分の1未満である事実が判明し、会計上及び運営上において、特定非営利活動を主たる目的としているとは判断できない場合
- (イ) その他の事業が赤字である事実が判明し、会計上及び運営上において、その他の事業が特定非営利活動に支障を与えている場合
- (ウ) その他の事業の利益が特定非営利活動に係る事業に繰り入れられていない事実が判明し、会計上及び運営上において、その他の事業が特定非営利活動に支障を与えている場合

イ 法第12条第1項第2号の要件(非営利性)を欠くと認める場合

- (ア) 社員の資格の得喪に関して不当な条件を付していることが、客観的証拠に基づき判断できる場合
- (イ) 役員報酬を受けた者の人数が役員総数の3分の1を超えていることが、会計帳簿等の客観的な証拠により判断できる場合
- (ウ) 管理費に係る支出が総支出の2分の1を超えている事実が判明し、会計上及び運営上において、営利を目的としない法人とは判断できない場合

ウ 法第12条第1項第2号の要件(第2条第2項第2号関係)を欠くと認める場合

- (ア) 法人が宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体であることが、客観的証拠により判明した場合
- (イ) 法人が政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体であることが、客観的証拠により判明した場合
- (ウ) 法人が特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体であることが、客観的証拠により判明した場合

エ 法第12条第1項第4号の要件を欠くと認める場合

社員数が10名未満であることが明らかとなった場合であり、その後の法人による自主改善が行われず、当該事業年度末においても社員が10名を満たさなかった場合

- (2) 特定非営利活動促進法以外の法、又は法に基づく政令若しくはその他の法令（法律、政令、府省令のほか、人事院、会計検査院、裁判所、国会各議院の規則、地方公共団体の条例、規則等を含む。）の違反が明らかとなった場合

(3) 法令に基づいてする行政庁の処分に違反した場合

- ア 法第41条第1項に基づく報告命令に対して報告をしなかった又は虚偽の報告をした場合
- イ 法第41条第1項に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避した場合
- ウ 法人が行う事業等に関する関係法令に基づく行政庁の処分に違反した場合

(4) 法人の運営が著しく適正を欠くと認める場合

- ア 法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなり、法第31条の3に定める破産手続開始の決定の要件に該当した場合
- イ 法人の運営が著しく公共の福祉を害すると認められる場合
- ウ 社員総会の開催の事実が確認できず、定款に則った意思決定がされていない場合
- エ 法第15条に規定されている役員の定数に違反していることが明らかとなった場合で、その後の法人による自主改善が行われず、当該事業年度末においても役員の定数を満たさなかったと認められる場合
- オ 定款に記載の無い事業を行っていることが明らかとなった場合で、その後の法人による自主改善が行われず、当該事業年度末においても定款に記載の無い事業を行っているとして認められる場合
- カ 特定の個人・団体の利益となる事業を行っているとして認められる場合
- キ 法人の財産について、不正な私的利用が明らかであると認められる場合
- ク 「報告徴収の対象となり得る行為(3)」に該当し、報告徴収等により、3事業年度以上連

続して法令違反又は定款違反が継続していることが明らかとなった場合であり、その後の法人による自主改善が行われず、当該事業年度末においても法令違反又は定款違反が継続された場合

2. 弁明の機会の付与

法人に対して、改善命令をしようとする場合には、当事者（当該行政処分の名あて人となる者）に対し、意見陳述・証拠書類等の提出の機会を与えるため、事前に行政手続法第29条、第30条に基づく弁明の機会の付与を行います。

3. 改善命令の方法

弁明書の提出期限後2週間を経過しても提出がない場合又は弁明に正当な理由が認められない場合は、当該法人に対し、改善命令を行います。

改善命令は、当事者に対する文書の通知により行い、通知には以下の内容を具体的に記載することとします。

- (1) 法人が違反している法令の条項
- (2) 違反の内容
- (3) 法人に改善を求める内容
- (4) 法人に求める根拠書類等
- (5) 改善に係る結果(以下改善報告書)の提出期限

改善報告書については、文書による提出とし、文書の規格はさいたま市特定非営利活動促進法施行細則第37条を準用することとします。

※弁明に正当な理由がない場合の例

- ・弁明の内容に客観性がない場合
- ・弁明の内容を証する客観的な根拠書類等の提出がない場合

4. 改善命令の公表

法人に対して改善命令を行った場合は、以下の事項についてさいたま市ホームページに掲載して公表します。掲載期間は、改善命令を行った日から、改善報告書の提出がされた日の2ヶ月後までとします。

また改善報告書については、提出がされた日から2ヶ月間、これをさいたま市ホームページで公表することとします。

(1) 法人概要

- ア 法人名称
- イ 法人所在地
- ウ 法人代表者
- エ 定款に記載されている目的

(2) 改善命令の内容

- ア 改善命令の対象となった内容
- イ 実施年月日
- ウ 改善命令を行った理由

5. 市民への説明要請

改善命令を実施した場合、法人に対して市民への説明・弁明の機会を与えるために、「市民への説明要請」を実施します。

6. 改善命令に関するさいたま市ホームページにおける公表基準

(1) 公表方法

法人より提出された改善報告書を、スキャナにより複写して公表します。

(2) 公表しない場合

次の場合には、当該団体から提出された文書の記載の一部を削除して公表するものとします。

- ア 個人情報保護の観点から公表することが適切でない記載がある場合
- イ 特定の個人又は団体を誹謗中傷し、又はそのおそれのある記載がある場合
- ウ 犯罪を誘発し、又はそのおそれのある情報を提供する記載がある場合

エ 公序良俗に反する記載がある場合

オ その他市民への説明要請の趣旨に反する記載がある場合

【設立認証の取消の実施（法第13条第3項、第43条第1項、第2項）】

設立認証の取消しにあたっては、原則として改善命令を経ることとします。

ただし、設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記を行わなかった場合や、事業報告書が3年以上にわたって1度も提出されていない場合、違法行為をめぐる社会的状況が極めて深刻な場合であって、改善命令によってはその改善を期待することができないことが客観的状況から判断できる場合に限り、改善命令を経ずして設立認証の取消しを行うものとします。

1. 設立認証の取消の対象となる行為

- (1) 法第42条に基づく改善命令に従わなかった場合又は改善命令の期限内に回答がなかった場合
- (2) 設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記を行わなかった場合
- (3) 法第29条及びさいたま市特定非営利活動促進法施行条例第6条の規定により義務付けられた提出期限（法人の事業年度始めの3月以内）を経過した時点において、法人が事業報告書等を3年以上にわたって1度も提出していない場合
- (4) 法第43条第2項に該当すると認められる場合
 - ア 改善命令を行っている間にも、市民が当該違法行為による深刻な被害を被るおそれがある場合
 - イ 違法行為による被害者が続出し、速やかに監督権限を行使しなければ、法の趣旨が著しく損ねられる可能性が高い場合
 - ウ 法第12条第1項第3号（設立認証基準）に違反し、法人が暴力団、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体に該当していることが、法第43条の2に基づく警視総監又は警察本部長の意見聴取又は法第43条の3に基づく警察本部長から市への意見により、確認できた場合

2. 聴聞の手続

設立認証の取消しをする場合には、当事者に対し、意見陳述・質問等の機会を与えるため、事前に行政手続法に基づく聴聞を行います。

3. 設立認証の取消処分の方法

設立認証の取消しに関する決定については、聴聞調書の内容及び聴聞報告書に記載された主宰

者の意見及び法人事務所の現地調査等の結果を踏まえ、聴聞終結後速やかに行います。

設立認証の取消処分を行うことを決定したときは、当事者に対し、文書により通知します。その内容は、取消しの原因となった違法行為の内容、違法の根拠となる法令の名称及び該当条文（定款にあっては当該条項）を明記します。

4. 設立認証の取消処分の公表

設立認証の取消処分を行った場合は、以下の点について、さいたま市ホームページに掲載して公表します。掲載期間は、設立の認証取消を行った日から2年間とします。

(1) 法人概要

- ア 法人名称
- イ 法人所在地
- ウ 法人代表者
- エ 定款に記載されている目的

(2) 取消処分の内容

- ア 取り消し処分を受けた年月日
- イ 取り消し処分となった理由

5. 関係機関への通知

設立認証の取消処分を行ったときは、組合等登記令第15条に基づき、当該法人事務所を管轄する法務局宛てに設立認証取消しの通知をし、解散登記の嘱託を行います。

ただし、設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記を行わなかったことにより認証取消処分を行った場合は、法務局への嘱託は行いません。